

○大府市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、末期と診断された若年のがん患者が、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の負担の軽減を図るため、予算の範囲内において交付する大府市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金(以下「補助金」という。)について、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 次条に規定する補助対象経費に係るサービスの利用時点において、40歳未満の者
- (3) 次条第3号及び第4号に掲げるサービスの利用については、本人又は保護者が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の2第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない者
- (4) がん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)
- (5) 在宅生活の支援及び介護が必要な者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助金の交付の対象となる年度(以下「補助対象年度」という。)において補助対象者が利用するサービスに係る費用であって、次に掲げるものとする。ただし、他の公的制度において、同等の助成又は給付の対象となるものに係る費用は、対象外とする。

- (1) 訪問介護、訪問入浴介護その他在宅で利用するサービスで市長が認めるものに係る利用料
- (2) 福祉用具の貸与に係る費用
- (3) 福祉用具の購入に係る費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、当該補助金の額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(補助対象者が未成年の場合は、その保護者。以下「申請者」という。)は、大府市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付申請書(第1号様式)及び医師意見書(第2号様式。1年以内に発行されたものに限る。)を市

長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大府市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

(医師の意見の聴取)

第7条 市長は、必要と認める場合には、補助対象者について医師の意見を求めることができるものとする。

(変更等の申請)

第8条 第6条第1項の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、大府市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付変更（廃止）申請書（第4様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住所等申請内容に変更が生じたとき。

(2) 補助対象経費に係るサービスを利用する必要がなくなったとき。

(3) 補助対象者に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは大府市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付変更決定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 交付決定者は、補助対象経費を月単位でまとめて、大府市若年がん患者在宅療養支援事業費補助金実績報告書兼請求書（第6号様式）に、利用した補助対象経費に係るサービスの明細の写し及び領収書を添付して、市長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

2 補助金の請求は、当該補助対象年度の3月末までに行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し等)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要

綱の規定に基づき、既になされた補助金の交付の申請は、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助対象者	補助金の額	補助金の上限額
下記以外の者	補助対象経費の合計額の10分の9	1月当たり5万4千円
市民税非課税世帯に属する者	補助対象経費の合計額の10分の10	1月当たり6万円
生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者		